

種苗法と商標法の交錯

—第6次産業化推進にあたり直面する名称の問題—

浅野 卓[※]



種苗法と商標法の交錯 目次

はじめに

第1章 審査段階の問題点

～収穫物・加工品等についての第三者による商標登録の可能性～

第1節 関係法規

第2節 事例検討と問題点

はじめに

1. 「6次産業化法」の制定

平成22年の第176回国会において、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(6次産業化法)が成立し、平成23年3月1日より施行されている。

6次産業化とは、農林水産物等の生産(1次産業)のみならず、その加工(2次産業)及び流通・販売(3次産業)を総合的かつ一体的に行うこと(1次×2次×3次=6次産業)により、農林漁業者の所得向上、農村漁村の活性化、新たな市場・付加価値の創造などを目指す取り組みである。

すなわち、6次産業化法とは、「農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源(いわゆる「地域資源」。筆者注)を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策(いわゆる「6次産業化」。筆者注)並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策(いわゆる「地産地消」。筆者注)を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とする」ものである(6次産業化法1条)。

2. 植物の名称登録に関する法律

ところで、植物の名称登録に関しては、種苗法と商標法に規定がある。後述のように、種苗法と商標法は、一方で登録されている植物の品種の名称について、お互いに登録を排斥している。

もっとも、種苗法と商標法は、その適用について異なる対象者を想定しており、その交錯はあまり問題とされてこなかった。すなわち、従来、種苗法は、種苗業者・農林業従事者を、商標法は、商品製造者・サービス提供者・流通業者・一般需要者を、それぞれ対象者とし、両法はその適用範囲をすみ分けていたといえる。

しかし、1次・2次・3次産業を総合的かつ一体的に取り扱い、これらの間の壁を取り払う6次産業化の進展により、種苗法と商標法の当事者が重なり合う場面が出てくる。また、当初より6次産業化を視野に入れ、例えば、株式会社ナガノトマトが独自開発したトマトジュース用トマト「愛果」のような、製品やサービスを意識した品種の育成もなされよう。

すなわち、6次産業化の推進により、植物の品種の名称およびその収穫物・加工品の名称について、種苗法と商標法が交錯し、当該問題が顕在化する可能性がある。

3. 本稿の趣旨

そこで、種苗法と商標法の交錯について、①審査段階の問題点(収穫物・加工品等についての第三者による商標登録の可能性。第1章)、および②権利行使段階の問題点(種苗・収穫物・加工品等の名称についての権利の分属の可能性。第2章)を整理したうえで、解決案を提言(第3章)しようというのが本稿の趣旨である。

[※] 浅野国際特許事務所 国際知的財産戦略研究所 主任研究員

第1章 審査段階の問題点

～収穫物・加工品等についての第三者による商標登録の可能性～

第1節 関係法規

1. 種苗法4条1項2号ないし4号

第4条 品種登録は、品種登録出願に係る品種（以下「出願品種」という。）の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

三 出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

四 出願品種に関し誤認を生じ、又はその識別に関し混同を生ずるおそれがあるものであるとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

種苗法において、商標法との関係が規定されているのは、4条1項2号ないし4号のみである。

種苗法4条1項は、「植物の種苗は一般にその外観だけで区別するのは困難であり、品種の名称が種苗の同定・識別機能を有している」ことから、「種苗の流通及び使用の適正・円滑化を図る」ため、出願品種の名称の適切性の要件を定めたものである。

そして、同項2号および3号は、「登録品種の名称と登録商標との法的効果を調整するために設けられた調整規定である。すなわち、他人の登録商標と同一又は類似の品種名称を使用した場合には、商標権侵害となり得るほか、自己の登録商標を品種名称として使用する場合であっても、これと同一又は類似の名称を出願品種の名称として認めることとすれば、種苗法上、登録品種の名称は品種を特定するために当該品種を一般的に指す普通名称として用いられ（品種名称は、種苗を生産、販売する者を識別する商標として機能することは本来的に期待されておらず、育成者権者が当該名称の使用を独占するものではない。）、育成者権者以外の者であっても登録品種の種苗を業として譲渡する者すべてに当該登録品種の名称を使用することが義務付けられており（法第22条第1項）、これに違反すると

10万円以下の過料が課される（法第62条⁽¹⁾）など、使用権の専有を認める商標制度との法的矛盾を来すおそれがあることから、両制度の調整が図られている⁽²⁾。

2. 商標法4条1項14号

第4条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

十四 種苗法（平成10年法律第83号）第18条第1項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

商標法において、種苗法との関係が規定されているのは、4条1項14号のみである。また、品種登録期間経過後については、『商標審査基準〔改訂第9版〕』に下記記述がある。

第3 第4条第1項及び第3項（不登録事由） 十二

1. 種苗法第18条第1項の規定により品種登録を受けた品種の名称については、その登録期間が経過した後は、商標法第3条第1項第1号又は同項第3号の規定に該当するものとする。

2. 種苗法（平成10年法律第83号）施行（平成10年12月24日）の際、改正前の同法第12条の4第1項の規定により品種登録を受けていた品種の名称についても上記1.と同様に取り扱うものとする。

商標法4条1項14号の立法趣旨は、「種苗法（平成一〇年法律第八三号）においては、登録品種の種苗を業として譲渡等するときの名称の使用義務及び登録品種又はこれに類似する品種以外の種苗を業として譲渡等するとき登録品種の名称の使用禁止を規定（同法二二条）することから、登録品種の名称をその品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用する商標を商標登録の対象から除外し、当該名称について特定の者に独占的使用権が生ずることを防止することにある」とされ、「種苗法により登録された品種の名称は、一般に普通名称化すると考えられるので、同法による登録が消滅した後においても同様に商標登録の対象から除外される。したがって、たとえ同法により登録を受けた本人が出願しても登録しないのである。」とされている⁽³⁾。

3. 問題意識

(1) 関係法規のまとめ

商標権者は、自己の登録商標と同一・類似の品種の名称で品種登録出願しても、品種登録を受けることができない（種苗法4条2号および3号）。

一方、育成者権者は、品種登録期間中は、自己の登録品種の名称と同一・類似の商標を商標登録出願しても、商標登録を受けることができない（商標法4条1項14号）。また、品種登録期間経過後は、当該品種名称は、普通名称または記述的商標となる（商標法3条1項1号または3号）。

なお、品種登録の取消し（種苗法49条）や、農林水産大臣による名称変更命令に基づく名称変更（種苗法16条、48条。なお、自主的な名称変更は認められていない）により、商標法4条1項14号を回避することができる。

(2) 対象品種に対する種苗法と商標法の取り扱いの違い

品種登録出願では、出願品種の属する農林水産植物の種類を具体的に記載する。一方、品種の「利用」については、①種苗の生産等⇒②収穫物の生産等（育成者権者又は専用利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限り）⇒③加工品の生産等（育成者権者又は専用利用権者が前二号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限り）と定義されており（種苗法2条5項。カスケイド（育成者権の段階的行使）の原則⁽⁴⁾）、権利行使の場面においては、“種苗そのもの”だけでなく、“収穫物”、さらには“加工品”まで視野に入れているという特色がある。

商標登録出願では、指定商品を包括的に指定するのが通常である。一方、類似商品・役務審査基準【国際分類第9版対応】では、『種子類』（33C01）、『木 草 芝 ドライフラワー 苗 苗木 花 牧草 盆栽』（33D01）、『果実』（32E01）は、それぞれ別々の短冊に含まれており、“種子”、“苗”、“収穫物”、“加工品”は互

いに類似商品・役務であるとの「推定」はなされない。

また、種苗法4条1項2号の“出願品種の種苗と類似の商品”および3号の“出願品種の種苗と類似の商品に関する役務”の範囲は、「商標の商品取引における使用実態等を考慮して、基本的に登録商標と同一又は類似の品種名称を使用した場合に出所の混同を生じるか否かによって判断される」⁽⁵⁾。例えば、出願品種が“稲”の場合、“米”は種苗法4条1項2号の“出願品種の種苗と類似の商品”とされる。出願品種が“ベンジャミン（観葉植物）”の場合、ベンジャミンはリース商品として使用されるものであるため、“植木のリース業”は同項3号の“出願品種の種苗と類似の商品に関する役務”とされる。

第6次産業化に当たり、品種の収穫物や加工品を使用した役務、例えば、登録品種であるバラを利用したアロマオイルの受託製造や販売、当該アロマオイルを使用したエステなどが増えることも考えられる。

(3) 問題意識

以上を前提に、商標登録出願において、種苗法の登録品種名称の存在が問題となるケースを場合分けしたのが下表である。大きく、①品種名称の登録期間中における出願商標の取扱い、②品種名称の登録期間経過後における出願商標の取扱い、③品種名称の登録がない場合（登録期間経過後を除く）における出願商標の取扱いの3つに分けることができる。

網掛けされている個所は、商標法または商標審査基準で取扱いが定められているところである。それ以外の個所について、①審判ではどのような取扱いがなされているかを確認し、②その取扱いは妥当かを検討するのが、本章の目的である。

なお、例えば、いちごの品種が登録されている場合は、“いちごの種”が品種同一商品に当たり、“種子”が品種包括商品に当たり、“すいかの種”が左記以外の類似商品・役務に当たる。また、“いちごの実”が品種同一収穫物に当たり、“果実”が品種包括収穫物に当たり、“ジャム”が加工品に当たる。

【表1】 A：品種名称の登録期間中における出願商標の取扱い

指定商品 役務 出願商標	同一商品		類似商品・役務	非類似商品・役務				
	①品種同一 商品	②品種包括 商品（登録 品種以外の 種子を含む）	③左記以外 の類似商品 ・役務	④品種同一 収穫物	⑤品種包括 収穫物	⑥加工品	⑦左記以外 の商品	⑧収穫物・ 加工品を使用 した役務
名称同一 商標 A1	A1-①	A1-②	A1-③	A1-④	A1-⑤	A1-⑥	A1-⑦	A1-⑧
名称類似 商標 A2	A2-①	A2-②	A2-③	A2-④	A2-⑤	A2-⑥	A2-⑦	A2-⑧
名称非類似 商標 A3	A3-①	A3-②	A3-③	A3-④	A3-⑤	A3-⑥	A3-⑦	A3-⑧

【表2】 B：品種名称の登録期間経過後における出願商標の取扱い

指定商品 役務 出願商標	同一商品		類似商品・役務	非類似商品・役務				
	①品種同一 商品	②品種包括 商品（登録 品種以外の 種子を含む）	③左記以外 の類似商品 ・役務	④品種同一 収穫物	⑤品種包括 収穫物	⑥加工品	⑦左記以外 の商品	⑧収穫物・ 加工品を使用 した役務
名称同一 商標 B1	B1-①	B1-②	B1-③	B1-④	B1-⑤	B1-⑥	B1-⑦	B1-⑧
名称類似 商標 B2	B2-①	B2-②	B2-③	B2-④	B2-⑤	B2-⑥	B2-⑦	B2-⑧
名称非類似 商標 B3	B3-①	B3-②	B3-③	B3-④	B3-⑤	B3-⑥	B3-⑦	B3-⑧

第2節 事例検討と問題点⁽⁶⁾

1. 品種名称の登録期間中における出願商標の取扱い

(1) 品種同一商品の場合 [A1-①, A2-①, A3-①]

ア, 検討

名称同一商標については、商標法4条1項14号がまさに該当する。

名称類似商標についても、商標法4条1項14号がまさに該当する。

名称非類似商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

(2) 品種包括商品の場合 [A1-②, A2-②, A3-②]

ア, SUMMER SWEET (不服2000-5848) [A2-②]

登録品種名称 ／植物の種類	サマースイート	とうもろこし
出願商標 ／指定商品	SUMMER SWEET	第31類「人の食用に供するとうもろこし、野菜、 <u>野菜の種子</u> 」
審決の内容	① 指定商品「野菜の種子」については、「とうもろこしの種子」を包含し、 <u>商標法4条1項14号</u> に該当。 ② 指定商品「人の食用に供するとうもろこし」については、とうもろこしの品種の名称であり、商品の品質を表示したものであって、 <u>商標法3条1項3号</u> 、 <u>同法4条1項16号</u> に該当。	

イ, 検討

名称同一商標については、商標法4条1項14号がまさに該当する。

名称類似商標についても、商標法4条1項14号がまさに該当する。SUMMER SWEET 事件審決は、同号をそのまま適用したにすぎない。

名称非類似商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

(3) 品種同一商品・品種包括商品以外の類似商品・役務の場合 [A1-③, A2-③, A3-③]

ア、雪化粧（審判平 11-7990）[A1-③]

登録品種名称① ／植物の種類	雪化粧 ※品種登録期間経過後。	カーネーション
登録品種名称② ／植物の種類	雪化粧	木
出願商標 ／指定商品	雪化粧	第31類「花、 <u>木</u> 、草、芝、ドライフラワー、牧草、盆栽」
審決の内容	① カーネーションの品種名称として一般に使用されているものであり、商標法3条1項6号、同法4条1項16号に該当。 ② 指定商品「木」については、同法4条1項14号に該当。	

イ、検討

名称同一商標については、商標法4条1項14号がまさに該当する。雪化粧事件審決は、同号をそのまま適用したにすぎない。

名称類似商標についても、商標法4条1項14号がまさに該当する。

名称非類似商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

(4) 品種同一収穫物の場合 [A1-④, A2-④, A3-④]

ア、かぐや姫（無効 2000-35542）[(A)1-④]

登録品種名称 ／植物の種類	かぐや姫	稲
出願商標 ／指定商品	かぐや姫	第30類「 <u>米</u> 、食用粉類、べんとう、その他」
審決の内容	① 指定商品「米、食用粉類、べんとう」については、商標法4条1項14号に該当。 ② それ以外の商品については、商標法3条1項1号及び3号、同法4条1項16号に該当せず。	

イ、SUMMER SWEET（不服 2000-5848）[A2-④]

登録品種名称 ／植物の種類	サマースイート	とうもろこし
出願商標 ／指定商品	SUMMER SWEET	第31類「 <u>人の食用に供するとうもろこし</u> 、野菜、野菜の種子」
審決の内容	① 指定商品「野菜の種子」については、「とうもろこしの種子」を包含し、商標法4条1項14号に該当。 ② 指定商品「人の食用に供するとうもろこし」については、とうもろこしの品種の名称であり、商品の品質を表示したものであって、商標法3条1項3号、同法4条1項16号に該当。	

ウ、あいとゆーき（不服 2004-17749）[C2-④]

登録品種名称 ／植物の種類	スリーピングドーン あいとゆーき	シンビジウム
出願商標 ／指定商品	あいとゆーき	第31類「シンビジウム」
審決の内容	品種登録を取り消した結果、商標法4条1項14号に該当せず。登録。	

エ、検討

名称同一商標については、商標法3条1項3号に該当すると解する。品種登録後、相当の期間が経過しなければ、普通名称にはならないため、同項1号には該当しないと考える。品種同一収穫物については、本来、商標法4条1項14号の射程外であるから、かぐや姫事件審決の判断は失当である。

名称類似商標については、商標法3条1項3号または4条1項16号に該当すると解する。名称同一商標と同様の理由から、同項1号には該当しないと考える。あいとゆーき事件も、商標法4条1項16号に該当すると判断する余地もあったと思われる⁽⁷⁾。また、品種同一収穫物については、本来、商標法4条1項14号の

射程外であるから、あいとゆーき事件の原査定の判断は失当である。SUMMER SWEET 事件審決の処理が妥当であるとする。

名称非類似商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

(5) 品種包括収穫物の場合 [A1-⑤, A2-⑤, A3-⑤]

ア、夢しずく (不服 2005-20095) [A1-⑤]

登録品種名称 ／植物の種類	夢しずく	桃
出願商標 ／指定商品	夢しずく	第 31 類「 <u>果実</u> 、その他 (種子類、苗、苗木を除く)」
審決の内容	「桃の種苗」と「果実」は非類似の商品であり、商標法 4 条 1 項 14 号に該当せず。登録。	

イ、紅ほっぺ (異議 2004-90158) [(A)1-⑤]

登録品種名称 ／植物の種類	紅ほっぺ	いちご
出願商標 ／指定商品	紅ほっぺ	第 30 類「菓子、 <u>パン</u> 」 第 31 類「果実」
審決の内容	<p>① 指定商品「果実」については、同一・類似の商品であり、商標法 4 条 1 項 14 号に該当。 ∵本件商標の指定商品中「第 31 類 いちご」は、品種登録を受けた引用標章が使用される植物の種類「いちご」と同一の商品であり、また、本件商標の指定商品中「第 31 類 いちご以外の果実」は、上記引用標章が使用される植物の種類「いちご」と、生産者、取引系統、販売場所等を共通にする場合が多いのみならず、いずれも一般の消費者を需要者とする点においても共通にする類似の商品といえることができる。</p> <p>② 指定商品「菓子、パン」については、商標法 3 条 1 項 3 号、同法 4 条 1 項 16 号に該当せず。登録維持。</p>	

ウ、検討

名称同一商標については、商標法 3 条 1 項 3 号 (品種同一収穫物) および 4 条 1 項 16 号 (品種同一収穫物以外) に該当すると解する。品種包括収穫物については、本来、商標法 4 条 1 項 14 号の射程外であるから、夢しずく事件の原査定および紅ほっぺ事件審決の判断は失当である。また、夢しずく事件は、結局、登録となっており、桃以外の果実についても、商標「夢しずく」の使用を認めることになるが、この結論は妥当でない。

名称類似商標については、商標法 3 条 1 項 3 号または 4 条 1 項 16 号 に該当すると解する。

名称非類似商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

(6) 加工品の場合 [A1-⑥, A2-⑥, A3-⑥]

ア、紅ほっぺ (異議 2004-90158) [(A)1-⑥]

登録品種名称 ／植物の種類	紅ほっぺ	いちご
出願商標 ／指定商品	紅ほっぺ	第 30 類「菓子、 <u>パン</u> 」 第 31 類「果実」
審決の内容	<p>① 指定商品「果実」については、同一・類似の商品であり、商標法 4 条 1 項 14 号に該当。 ∵本件商標の指定商品中「第 31 類 いちご」は、品種登録を受けた引用標章が使用される植物の種類「いちご」と同一の商品であり、また、本件商標の指定商品中「第 31 類 いちご以外の果実」は、上記引用標章が使用される植物の種類「いちご」と、生産者、取引系統、販売場所等を共通にする場合が多いのみならず、いずれも一般の消費者を需要者とする点においても共通にする類似の商品といえることができる。</p> <p>② 指定商品「菓子、パン」については、商標法 3 条 1 項 3 号、同法 4 条 1 項 16 号に該当せず。登録維持。</p>	

イ、かぐや姫 (無効 2000-35542) [(A)1-⑥]

登録品種名称 ／植物の種類	かぐや姫	稲
------------------	------	---

出願商標 ／指定商品	かぐや姫	第30類「米, 食用粉類, べんとう, その他」
審決の内容	① 指定商品「米, 食用粉類, べんとう」については, 商標法4条1項14号に該当。 ② それ以外の商品については, 商標法3条1項1号及び3号, 同法4条1項16号に該当せず。	

ウ, SOMERSWEET (不服2003-8799) [A2-⑥]

登録品種名称 ／植物の種類	サマースイート	とうもろこし
出願商標 ／指定商品	SOMERSWEET	第30類「菓子, パン, 穀物の加工品等」
審決の内容	特定の意味合いを有しない一種の造語と見るのが相当であり, 商標法3条1項3号, 同法4条1項16号に該当せず。登録。 ∴「とうもろこしの品種名サマースイート」を直ちに連想・想起するとはいい難いばかりではなく, その商品の品質を直接的かつ具体的に表示するものともいい難い。	

エ, 紅隼人 (無効2002-35284) [A2-⑥]

登録品種名称 ／植物の種類	ベニハヤト	さつまいも (かんしょ)
出願商標 ／指定商品	紅隼人	第30類「アイスクリーム」
審決の内容	商標法3条1項3号, 4条1項16号に該当。	

オ, Schwabe Greenwave (①不服2000-13660, ②不服2000-13661) [(A)2-⑥]

登録品種名称 ／植物の種類	グリーンウェーブ	メロン
出願商標 ／指定商品	Schwabe Greenwave	① 第29類「加工野菜及び加工果実」 ② 第32類「ビール, 清涼飲料, 果実飲料, 飲料用野菜ジュース, 乳清飲料」
審決の内容	商標法4条1項16号に該当せず。登録。 ∴本願商標は, これをその指定商品に使用しても, これに接する取引者, 需要者が構成中後半の『Greenwave』の文字部分を捉えて, これより直ちに当該青果物であるメロンを想起し, それが恰も当該青果物である『メロン』を原材料とする商品であるかの如く商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあるとはいえない。	

カ, 検討

名称同一商標については, 商標法3条1項3号(品種同一収穫物の加工品)および4条1項16号(品種同一収穫物以外の加工品)に該当すると解する。紅ほっぺ事件も, 商標法3条1項3号および4条1項16号に該当すると判断すべきと思われる。また, 加工品については, 本来, 商標法4条1項14号の射程外であるから, かぐや姫事件審決の判断は失当である。

名称類似商標については, 商標法3条1項3号または4条1項16号に該当すると解する。SOMERSWEET 事件審決, 紅隼人事件審決, Schwabe Greenwave 事件審決の処理は妥当であると考えられる⁽⁸⁾。

名称非類似商標については, 他の登録要件の具備を条件に, 商標登録が認められると解する。

(7) 収穫物・加工品以外の商品の場合 [A1-⑦, A2-⑦, A3-⑦]

ア, めぐみ / MEGUMI (審判平11-13291) [(A)2-⑦]

登録品種名称 ／植物の種類	めぐみ	ぶどう ⁽⁹⁾
出願商標 ／指定商品	めぐみ / MEGUMI	第31類「甜菜の種子」 ※「種子類, 芝, 苗, 植木, 花」を補正。
審決の内容	商標法4条1項16号に該当せず。登録。 ∴本願商標の指定商品である「甜菜の種子」は, 種子店で販売されているのに対して, ぶどうやかき等の果樹は, …苗木により取り引きされており, その苗木は, 植木市, 苗木店等で販売されているの	

	が実状である。そうすると、本願の指定商品「甜菜の種子」と種苗法により登録されていた「ぶどうの苗木」とは、商品の流通、販売経路を異にするものであって、取引者・需要者をして、商品の品質の誤認を生じさせるおそれのない。
--	--

イ、大雪の花（不服 2003-21860）【A3-⑦】

登録品種名称 ／植物の種類	大雪	さくら
出願商標 ／指定商品	大雪の花（標準文字）	第31類「きく、バラ、カーネーション、ゆり、きんぎょそう、ストック、スターチス、かすみそう、くじゃくそう、トルコききょう、サンダーソニア、りんどう、スプレーマム」
審決の内容	「大雪の花」の構成全体を一体不可分のものとし、商標法4条1項14号に該当せず。登録。	

ウ、検討

名称同一商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

名称類似商標についても、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。めぐみ／MEGUMI 事件審決は、結論において妥当である。

名称非類似商標についても、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。大雪の花事件審決は、結論において妥当であるが、収穫物・加工品以外の商品については、本来、商標法4条1項14号の射程外であるから、商標の非類似を理由に同号該当性を否定したのは失当である。

(8) 収穫物・加工品を使用した役務の場合【A1-⑧, A2-⑧, A3-⑧】

ア、検討

品種の収穫物や加工品を使用した役務とは、例えば、登録品種であるバラを利用したアロマオイルの受託製造や販売、当該アロマオイルを使用したエステなどである（第1章 第1節 3. 問題意識参照）。

名称同一商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。もっとも、ただちに品種の収穫物や加工品を想起させる場合には、商標法3条1項3号に該当すると解する⁽¹⁰⁾。

名称類似商標についても、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。もっとも、名称同一商標と同様、ただちに品種の収穫物や加工品を想起させる場合には、商標法3条1項3号に該当すると解する。

名称非類似商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

2. 品種名称の登録期間経過後における出願商標の取扱い

(1) 品種同一商品の場合【B1-①, B2-①, B3-①】

ア、検討

名称同一商標については、商標法3条1項1号または同項3号に該当するものとされる（審査基準）。

この点、「登録された品種名称が、すべて普通名称化するかは疑問であり、一般に知られていない品種名称については識別力が認められ得ると考えられ、種苗法による登録が消滅した後においても、すべて商標登録の対象から除外する必要があるかも疑問である。これは、それ以外の商品について品質誤認のおそれがあるかという商標法4条1項16号該当性の問題でもある」⁽¹¹⁾との指摘がある。

確かに、現行種苗法は、①区別性、②均一性、③安定性、④未譲渡性、⑤名称の適切性のみを品種登録の要件としており、農産種苗法の名称登録制度で要求されていた「優秀性」を要件としていない。優秀な新品種であれば、多くの者に利用され、その結果普通名称化することも考えられるが、区別性等さえあれば登録されるとなると、たとえ品種登録されたとしても、利用されないままお蔵入りし日の目を見ないものも多々あろう。その意味では、この指摘は正鵠を得ている。

しかし、①普通名称化の判断はまだしも、記述的商標の判断（ただちに特定の品種を想起させるか否か）を厳密に行うことは、迅速な審査の要請に反する（必要性）。②3条1項1号については意見書により、同項

3号については3条2項の適用により、個別に対応できるし、そこは弁理士の腕の見せ所でもある（許容性）。
 ③商標登録（名称の使用について独占権あり）と品種登録（名称の使用について独占権なし）を選択できるのに、あえて品種登録を選択し、公衆利用（普通名称化）を目指す育成者権者の意思（妥当性）を考慮すると、第1次的に商標法3条1項1号または同項3号を適用することは妥当と考える。なお、登録種苗名称の使用について独占権を認めていた農産種苗法と比べて、登録品種名称の使用について独占権を認めていない現行種苗法においては、登録品種名称は相対的に普通名称化しやすいとも言えよう。

名称類似商標についても、名称同一商標と同様、商標法3条1項1号または同項3号に該当すると解する。
 名称非類似商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

(2) 品種包括商品の場合 [B1-②, B2-②, B3-②]

ア、検討

名称同一商標については、商標法3条1項1号、または、商標法3条1項3号（品種同一商品）および4条1項16号（品種同一商品以外）に該当すると解する。

名称類似商標についても、名称同一商標と同様、商標法3条1項1号、または、商標法3条1項3号（品種同一商品）および4条1項16号（品種同一商品以外）に該当すると解する。

名称非類似商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

(3) 品種同一商品・品種包括商品以外の類似商品・役務の場合 [B1-③, B2-③, B3-③]

ア、おろち（不服2009-1801）[B1-③]

登録品種名称 ／植物の種類	おろち ※育成者権消滅。	ポインセチア
出願商標 ／指定商品	おろち（標準文字）	第31類「大根の種子」
審決の内容	（取引の実情を考慮し）商標法4条1項16号に該当せず。登録。	

イ、小春（不服2002-4926）[B2-③]

登録品種名称 ／植物の種類	小春 ※審判請求時において育成者権消滅。	菊
出願商標 ／指定商品	こはる\小春	第31類「ねぎの種子、ねぎの苗」
審決の内容	「菊の種子、苗」と「ねぎの種子、ねぎの苗」は類似商品であり、商標法4条1項14号に該当。 ∵農家だけでなく、一般の家庭においても栽培される植物の種子及び苗であるということ、家庭菜園やガーデニングが盛んに行われている現状があり、商店等においても同じコーナーで販売されていることが多く、販売部門や需要者を共通にすることが少なくないということ等を総合的に考慮すると、取引の実情において、多くの共通性を有する商品であるというのが相当であって、本願商標を「ねぎの種子、ねぎの苗」及び「きく」の種子及び苗に使用するときは、これに接する取引者、需要者が、商品の出所について誤認混同を生ずるおそれがある。	

ウ、検討

名称同一商標については、商標法4条1項16号に該当すると解する⁽¹²⁾。

名称類似商標についても、名称同一商標と同様、商標法4条1項16号に該当すると解する⁽¹³⁾。

名称非類似商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

エ、4条1項14号の適用についての若干の検討

商標審査基準〔改訂第9版〕では、「種苗法第18条第1項の規定により品種登録を受けた品種の名称については、その登録期間が経過した後は、商標法第3条第1項第1号又は同項第3号の規定に該当するものとする」（第1章第1節参照）。すなわち、登録品種名称（＝登録品種名称と同一の商標であって、同一の商品について使用をするもの）は、登録期間経過後は、普通名称または記述的商標になるとされている。

一方、商標法4条1項14号については、少なくとも条文上は、品種名称の登録期間経過後における適用を排除していない。

したがって、商標審査基準は、品種同一商品および品種包括商品についての名称同一商標の場合（B1-①②）にのみ言及しているのであって、品種同一商品・品種包括商品以外の類似商品・役務についての名称同一商標の場合（B1-③）や品種同一商品・品種包括商品・左記以外の類似商品・役務についての名称類似商標の場合（B2-①②③）については、商標法4条1項14号が適用される余地があると解することは可能であろう。

(4) 品種同一収穫物の場合 [B1-④, B2-④, B3-④]

ア、検討

名称同一商標については、商標法3条1項1号または同項3号に該当すると解する。

名称類似商標についても、名称同一商標と同様、商標法3条1項1号または同項3号に該当すると解する

名称非類似商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

(5) 品種包括収穫物の場合 [B1-⑤, B2-⑤, B3-⑤]

ア、雪化粧（審判平11-7990）[B1-⑤]

登録品種名称① ／植物の種類	雪化粧 ※品種登録期間経過後。	カーネーション
登録品種名称② ／植物の種類	雪化粧	木
出願商標 ／指定商品	雪化粧	第31類「花, 木, 草, 芝, ドライフラワー, 牧草, 盆栽」
審決の内容	① <u>カーネーションの品種名称として一般に使用されているものであり、商標法3条1項6号、同法4条1項16号に該当。</u> ② 指定商品「木」については、同法4条1項14号に該当。	

イ、検討

名称同一商標については、商標法3条1項1号、または、商標法3条1項3号（品種同一収穫物）および4条1項16号（品種同一収穫物以外）に該当すると解する。雪化粧事件審決は、結論において妥当であるが、適用条文を商標法3条1項3号ではなく、同項6号としたのは失当である。

名称類似商標についても、名称同一商標と同様、商標法3条1項1号、または、商標法3条1項3号（品種同一収穫物）および4条1項16号（品種同一収穫物以外）に該当すると解する。

名称非類似商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

(6) 加工品の場合 [B1-⑥, B2-⑥, B3-⑥]

ア、検討

名称同一商標については、商標法3条1項3号（品種同一収穫物の加工品）および4条1項16号（品種同一収穫物以外の加工品）に該当すると解する。

名称類似商標についても、名称同一商標と同様、商標法3条1項3号（品種同一収穫物の加工品）および4条1項16号（品種同一収穫物以外の加工品）に該当すると解する。

名称非類似商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

(7) 収穫物・加工品以外の商品の場合 [B1-⑦, B2-⑦, B3-⑦]

ア、検討

名称同一商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

名称類似商標についても、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

名称非類似商標についても、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

(8) 収穫物・加工品を使用した役務の場合 [B1-⑧, B2-⑧, B3-⑧]

ア、検討

名称同一商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。もっとも、ただちに品種の収穫物や加工品を想起させる場合には、商標法3条1項3号に該当すると解する⁽¹⁴⁾。

名称類似商標についても、名称同一商標と同様、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。もっとも、名称同一商標と同様、ただちに品種の収穫物や加工品を想起させる場合には、商標法3条1項3号に該当すると解する。

名称非類似商標については、他の登録要件の具備を条件に、商標登録が認められると解する。

3. 品種名称の登録がない場合（登録期間経過後を除く）における出願商標の取扱い

(1) 耐病総太り（不服 2007-23365）〔品種登録せず〕

登録品種名称 ／植物の種類	耐病総太り ※品種登録せず。	青首大根 ※品種登録せず。
出願商標 ／指定商品	耐病総太り	第31類「だいこんの種子」 ※審判に際し「だいこん」を削除。
審決の内容	特定の意味合いを有さない一種の造語を表したものと認識されるとみるのが相当であり、商標法3条1項3号、同法4条1項16号に該当せず。登録。	

(2) トマピー（①審判平10-10600，②審判平11-16959）〔商標登録が先〕

登録品種名称 ／植物の種類	トマピー ⇒ カプチン ※名称変更命令により「カプチン」に補正。	とうがらし（ピーマン）
出願商標 ／指定商品	トマピー	① 第31類「パプリカ、ピーマン、とうがらし」（減縮補正） ② 第31類「パプリカの種子類、パプリカの苗、ピーマンの種子類、ピーマンの苗、とうがらしの種子類、とうがらしの苗」（上記出願から分割）
審決の内容	商標法3条1項3号、同法4条1項16号に該当せず。登録。	

(3) しきみてんどう（異議 2009-900186）〔品種登録せず〕

登録品種名称 ／植物の種類	てんどう ※品種登録せず。	しきみ ※品種登録せず。なお、てんどう（指定商品：しきみ）の商標登録をしたが、更新せず消滅。
出願商標 ／指定商品	しきみてんどう	第31類「生花、花の種子」
審決の内容	特定の観念の生じない造語よりなるものとい得、商標法3条1項3号、同法4条1項16号に該当せず。登録維持。 ∴特定の商品の品質（品種）等を直接的かつ具体的に表示するものとは認識し得ないものとみるのが相当である。	

(4) 検討

品種名称の登録がない場合は、識別力の有無が問題となっていることがわかる⁽¹⁵⁾。

4. 小括

(1) 審判例の全体的傾向

以上の検討により、【表3】【表4】の知見を得ることができた（各事件名の横に付された、○は登録および登録が維持されたもの、×は登録が否定されたものを示す）。

とくに、品種名称の登録期間中における“加工品”と“収穫物（品種同一収穫物と品種包括収穫物の総体）”についての事例が多いことがわかる。また、品種名称の登録期間中における“加工品”については、いくつか商標登録が認められる例もある。

【表5】は、各事例を審判請求日・異議申立日により時系列に並べたものである。2003年9月以降、“加工品”の事例が出てきた。2000年から2005年にかけて、“加工品”と“収穫物（品種同一収穫物と品種包括収穫物の総体）”の事例が多数を占めている。“加工品”と“収穫物”が同時に問題となる事例も散見される（かぐや姫事件、紅ほっぺ事件）。

【表6】は、各事例を審決日・異議決定日により時系列に並べたものである。2002年10月を境に、登録され、または登録が維持される傾向にあるように思われる。

(2) 品種名称の登録期間中における審判の処理の傾向

商標法4条1項14号の本来の適用範囲である品種同一商品・品種包括商品・左記以外の類似商品・役務(A1-①②③, A2-①②③)については、2件とも商標法4条1項14号で処理されている(SUMMER SWEET 事件審決, 雪化粧事件審決)。

収穫物(A1-④⑤, A2-④⑤)については、商標法4条1項14号で処理するものが4件(かぐや姫事件審決, あいとゆーき事件審決, 夢しずく事件審決, 紅ほっぺ事件審決)であるのに対し、商標法3条1項3号・4条1項16号で処理するものが1件(SUMMER SWEET 事件審決)である。審判では、収穫物を、品種同一商品・品種包括商品・左記以外の類似商品・役務と同様に捉え、商標法4条1項14号で処理する傾向にあるといえる。

一方、加工品(A1-⑥, A2-⑥)については、商標法4条1項14号で処理するものが1件(かぐや姫事件審決)であるのに対し、商標法3条1項3号・4条1項16号で処理するものが3件(紅ほっぺ事件審決, SOMER SWEET 事件審決, 紅隼人事件審決), 商標法4条1項16号で処理するものが1件(Schwabe Greenwave 事件審決)である。審判では、加工品を、種苗と全く無関係の商品と捉え、商標法3条1項3号または4条1項16号で処理する傾向にあるといえる。

(3) 問題点

商標法の運用上、“種子”, “苗”, “収穫物”, “加工品”は互いに類似との推定はなされない(第1章第1節参照)ことから、もともと、収穫物および加工品については、育成者以外の第三者が商標登録する可能性がある。

現に、収穫物および加工品(とくに、加工品)については、第三者により登録品種名称と同一・類似の商標が登録されている(表3参照)。

すなわち、現在の商標法の運用上、収穫物および加工品, さらに、これらを使用した役務については、第三者により登録品種名称と同一・類似の商標が登録されてしまう可能性がある。言い換えれば、育成者が、収穫物・加工品・これらを使用した役務について登録品種名称と同一・類似の商標を登録できない可能性があるという問題点があるのである。

【表3】 A：品種名称の登録期間中における出願商標の取扱い ○：登録, 登録維持

指定商品 役務 出願商標	同一商品		類似商品・役務	非類似商品・役務				
	①品種同一商品	②品種包括商品(登録品種以外の種子を含む)	③左記以外の類似商品・役務	④品種同一収穫物	⑤品種包括収穫物	⑥加工品	⑦左記以外の商品	⑧収穫物・加工品を使用した役務
名称同一 商標 A1	4 I ⑭	4 I ⑭	4 I ⑭ ×雪化粧	3 I ③ ×かぐや姫	3 I ③及び 4 I ⑰ ○夢しずく ×紅ほっぺ	3 I ③及び 4 I ⑰ ○紅ほっぺ ×かぐや姫	登録可	登録可。但 3 I ③
名称類似 商標 A2	4 I ⑭	4 I ⑭ × SUMMER SWEET	4 I ⑭	3 I ③又は 4 I ⑰ × SUMMER SWEET (○あいと ゆーき)	3 I ③又は 4 I ⑰	3 I ③又は 4 I ⑰ ○ SOMER SWEET ×紅隼人 ○ Schwabe Greenwave	登録可 ○めぐみ/ MEGUMI	登録可。但 3 I ③
名称非類似 商標 A3	登録可	登録可	登録可	登録可	登録可	登録可	登録可 ○大雪の花	登録可

【表4】 B：品種名称の登録期間経過後における出願商標の取扱い ○：登録，登録維持

指定商品 役務 出願商標	同一商品		類似商品・役務	非類似商品・役務				
	①品種同一 商品	②品種包括 商品（登録 品種以外の 種子を含む）	③左記以外 の類似商品 ・役務	④品種同一 収穫物	⑤品種包括 収穫物	⑥加工品	⑦左記以外 の商品	⑧収穫物・ 加工品を使用 した役務
名称同一 商標 B1	3 I ①又は 3 I ③	3 I ①。 3 I ③及び 4 I ⑩	4 I ⑩ ○おろち	3 I ①又は 3 I ③	3 I ①。 3 I ③及び 4 I ⑩ ×雪化粧	3 I ③及び 4 I ⑩	登録可	登録可。 但 3 I ③
名称類似 商標 B2	3 I ①又は 3 I ③	3 I ①。 3 I ③及び 4 I ⑩	4 I ⑩ ×小春	3 I ①又は 3 I ③	3 I ①。 3 I ③及び 4 I ⑩	3 I ③及び 4 I ⑩	登録可	登録可。 但 3 I ③
名称非類似 商標 B3	登録可	登録可	登録可	登録可	登録可	登録可	登録可	登録可

【表5】 審判請求日・異議申立日による時系列

審判番号 異議申立番号	審判請求日 異議申立日	審決日 異議決定日	分類	登録
トマピー（①審判平 10-10600）	1998.7.6	2002.10.22	商標登録が先	○
雪化粧（審判平 11-7990）	1999.5.7	2000.3.24	A1- ③	×
雪化粧（審判平 11-7990）	1999.5.7	2000.3.24	B1- ⑤	×
めぐみ／MEGUMI（審判平 11-13291）	1999.8.12	2001.6.27	(A)2- ⑦	○
トマピー（②審判平 11-16959）	1999.10.16	2002.10.22	商標登録が先	○
SUMMER SWEET（不服 2000-5848）	2000.4.24	2002.8.7	A2- ②	×
SUMMER SWEET（不服 2000-5848）	2000.4.24	2002.8.7	A2- ④	×
Schwabe Greenwave（①不服 2000-13660）	2000.8.29	2003.9.18	(A)2- ⑥	○
Schwabe Greenwave（②不服 2000-13661）	2000.8.29	2003.9.18	(A)2- ⑥	○
かぐや姫（無効 2000-35542）	2000.10.6	2001.3.5	(A)1- ④	×
かぐや姫（無効 2000-35542）	2000.10.6	2001.3.5	(A)1- ⑥	×
小春（不服 2002-4926）	2002.3.22	2004.7.8	B2- ③	×
紅隼人（無効 2002-35284）	2002.7.5	2006.4.7	A2- ⑥	×
SOMERSWEET（不服 2003-8799）	2003.5.16	2004.12.13	A2- ⑥	○
大雪の花（不服 2003-21860）	2003.11.10	2006.1.10	A3- ⑦	○
紅ほっぺ（異議 2004-90158）	2004.3.17	2005.4.6	(A)1- ⑤	×
紅ほっぺ（異議 2004-90158）	2004.3.17	2005.4.6	(A)1- ⑥	○
あいとゆーき（不服 2004-17749）	2004.8.26	2004.11.25	C2- ④	○
夢しずく（不服 2005-20095）	2005.10.18	2007.5.14	A1- ⑤	○
耐病総太り（不服 2007-23365）	2007.8.24	2008.2.14	品種登録せず	○
おろち（不服 2009-1801）	2009.1.23	2009.11.19	B1- ③	○
しきみてんどう（異議 2009-900186）	2009.5.25	2009.10.14	品種登録せず	○

【表6】 審決日・異議決定日による時系列

審判番号 異議申立番号	審判請求日 異議申立日	審決日 異議決定日	分類	登録
雪化粧（審判平 11-7990）	1999.5.7	2000.3.24	A1- ③	×
雪化粧（審判平 11-7990）	1999.5.7	2000.3.24	B1- ⑤	×
かぐや姫（無効 2000-35542）	2000.10.6	2001.3.5	(A)1- ④	×
かぐや姫（無効 2000-35542）	2000.10.6	2001.3.5	(A)1- ⑥	×

めぐみ／MEGUMI（審判平 11-13291）	1999.8.12	2001.6.27	(A)2-⑦	○
SUMMER SWEET（不服 2000-5848）	2000.4.24	2002.8.7	A2-②	×
SUMMER SWEET（不服 2000-5848）	2000.4.24	2002.8.7	A2-④	×
トマピー（①審判平 10-10600）	1998.7.6	2002.10.22	商標登録が先	○
トマピー（②審判平 11-16959）	1999.10.16	2002.10.22	商標登録が先	○
Schwabe Greenwave（①不服 2000-13660）	2000.8.29	2003.9.18	(A)2-⑥	○
Schwabe Greenwave（②不服 2000-13661）	2000.8.29	2003.9.18	(A)2-⑥	○
小春（不服 2002-4926）	2002.3.22	2004.7.8	B2-③	×
あいとゆーき（不服 2004-17749）	2004.8.26	2004.11.25	C2-④	○
SOMERSWEET（不服 2003-8799）	2003.5.16	2004.12.13	A2-⑥	○
紅ほっぺ（異議 2004-90158）	2004.3.17	2005.4.6	(A)1-⑤	×
紅ほっぺ（異議 2004-90158）	2004.3.17	2005.4.6	(A)1-⑥	○
大雪の花（不服 2003-21860）	2003.11.10	2006.1.10	A3-⑦	○
紅隼人（無効 2002-35284）	2002.7.5	2006.4.7	A2-⑥	×
夢しずく（不服 2005-20095）	2005.10.18	2007.5.14	A1-⑤	○
耐病総太り（不服 2007-23365）	2007.8.24	2008.2.14	品種登録せず	○
しきみてんどう（異議 2009-900186）	2009.5.25	2009.10.14	品種登録せず	○
おろち（不服 2009-1801）	2009.1.23	2009.11.19	B1-③	○

『第 2 章 権利行使段階の問題点』につづく。

注

- (1) 現 75 条。
- (2) 農林水産省生産局種苗課編著『改訂新版 逐条解説 種苗法 -平成 15 年・平成 17 年改正法対応-』（経済産業調査会，2006 年）72 頁。
- (3) 特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 18 版〕』（発明協会，2011 年）1214 頁。
- (4) ①育成者権の保護と②登録品種に係る収穫物及び加工品の生産・流通の安定性確保という公益との調和を図る趣旨である。農林水産省生産局種苗課・前掲注 2 63 頁参照。
- (5) 農林水産省生産局種苗課・前掲注 2 73～74 頁。
- (6) 各事例は，日本弁理士会農林水産知財対応委員会による，種苗の名称と商標の関係の調査・研究に関する答申書（2011 年 3 月 23 日）に基づく。
- (7) 日本弁理士会農林水産知財対応委員会・前掲注 6 30 頁では，「需要者に普通名称あるいは品質表示として広く知られている場合，あるいは広く知られていなくても品質表示等として使用される蓋然性がある場合には識別力がない（独占適応性がない）と考えられるので，3 条該当性については，その点を判断する必要がある。一方，品質誤認（4 条 1 項 16 号）については，普通名称等として周知ではなくても品種名として使用されている

- 限り適用すべきと考えられる」との指摘もある（担当：西村雅子）。
- (8) 日本弁理士会農林水産知財対応委員会・前掲注 6 18 頁では，SOMERSWEET 事件審決について，「加工食品については，当該商標が品種名を直ちに連想・想起させるものか否かが重要ポイントとなろう」との指摘もある。また，同 34～35 頁では，Schwabe Greenwave 事件審決について，「当該商標が当該品種の青果物を想起させるものか否かが重要ポイントとなろう」との指摘もある（担当：水野勝文）。
- (9) ぶどうの“苗木”を想定していると思われるため，[A2-③]ではなく[A2-⑦]に分類した（苗木と種子類は非類似商品）。
- (10) 商法審査基準〔改訂第 9 版〕第 1 第 3 条第 1 項（商標登録の要件）五に基づき考察。
- (11) 日本弁理士会農林水産知財対応委員会・前掲注 6 1 頁。
- (12) 日本弁理士会農林水産知財対応委員会・前掲注 6 36 頁では，おろち事件審決について，「大根の種子とポインセチアの種子（種苗）とは，本来であれば類似関係にあるはずであるが，育成権がすでに消滅したため 14 号の対象外となっているものと解する」。そのため，4 条 1

項 16 号が適用される結果、「育成権が消滅した品種名については、「品種登録された種子と異なる種子」とする指定商品であれば、取引の実情を勘案して登録される場合がある」との指摘もある（担当：木戸良彦）。

(13)日本弁理士会農林水産知財対応委員会・前掲注 6 14 頁では、小春事件審決について、「審判請求時において育成者権が消滅していることから、本来であれば 14 号の対象ではなく、その点では本審決は失当といえる」との指摘もある（担当：木戸良彦）。

(14)商法審査基準〔改訂第 9 版〕第 1 第 3 条第 1 項（商標登録の要件）五に基づき考察。

(15)日本弁理士会農林水産知財対応委員会・前掲注 6 21 頁では、耐病総太り事件審決について、「この審判でも、「だいこんの種子」などについて、その品質（品種）か否

かという場合には、種苗法における品種登録の有無というものをかなり意識しているようである。だとすれば、品種名として使用する場合には、そのようなものとしての実績を作り、世間に品種の名称だと認識させるよりも、まずは品種登録を済ませてしまった方が余程品種名としての認知度を高めることができ、後から出願した人に、商標登録されることもないということになるだろう」との指摘もある。また、同 26 頁では、しきみてんどう事件審決について、「いくら「自分が考え命名した新品種の名称だ」と主張してみても、品種登録した事実がないと、品種名としての認知は難しいようである」との指摘もある（担当：小川眞一）。

（原稿受領 2011. 6. 17）

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 須藤 浩

記

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則、先着順とさせていただきます。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000 字以上厳守～ 20,000 字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
※ 400 字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又は FAX にて応募予告をしてください。
①論文の題名（仮題で可）
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報・支援・評価室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。